

どりいむ倶楽部



Vol.5

平成 27 年
11 月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？ 淡路町ドリームの弁護士も、もちろん業務上は真剣そのもの。

でもでも事務所内で一緒に過ごしていると、お茶目で意外 (!?) な一面も見えてきます。

「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

秋の夜長のお酒の話と 「100チャレ」その後

今年のボジョレー・ヌーヴォーはいかがお過ごしでしたか？
私は若いワインは余り好きではないので、ボジョレー・ヌーヴォー自体に興味は無いのですが、それでも、この時期はボジョレー・ヌーヴォーにつられて、ワインが飲みたくなります。最近亡くなられた亡女優さんが「私の血はワインでできている」といっていましたが、私はお酒なら何でも飲むので、私の血は、ワインだけではないにしてもかなりの部分お酒でできていることは確かです。

仕事が終わって、お気に入りのバルでみんなとわいわい飲んだり、家に帰って寝る前にお気に入りのグラスで、好きな漫画を読みながら（私の漫画好きはビビットで暴露してしまいました）、帰る心配をせず、好きなだけグラスを重ねたり……。秋の夜長はまさにお酒を楽しむためにあると思います。

最近はお祭りがフランスのソムリエ達に受けたことをきっかけに、近來なかったような日本酒ブームになっています。私も空手仲間と時々日本酒の会なるものを道場で開いて、それぞれが持ち寄った日本酒について蘊蓄を傾けながら杯を重ねるのが楽しみになっています。ただ、日本酒のパーティをすると、最近の日本酒は口当たりがフルーティで飲みやすいものが増えたのと、結局道場で行う

法人代表・弁護士 松江 仁美

弁護士・空手家・コメンテーター（TBS系列
ビビット!）とマルチに活躍する松江仁美
弁護士が、「今」伝えたいことは……。



ので、絶対空手の話になり、そのうち、立ち上がって組み手を始めたりするので、酔いは回るわ危ないわ、故障者が続出するのが難点です。

ところで、前回のどりいむ倶楽部でお伝えした「100チャレ」の懸垂の話ですが、あれから、特訓につぐ特訓を重ね、どうにかこうにか、逆手でぶら下がってならできるようになりました。

本当はこの写真のように、順手でぶら下がってから昇っていきたいのですが（この写真自体は飛びついて完成形を先に作って、降りてきている訓練をしているところです）、そうなると、腕の筋肉は使えないので、もっと背中中の筋肉を鍛えないと難しく、さらに筋力を繰り返してがんばっております。



しかし、張り切っていたら、空手の後輩に、「先輩はいったい、どこへ向かおうとしているんですか」と言われてしまいました。

言われてみれば、確かに……。

理聖の部屋

「これって、法律的にどうなの?」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバッと解説。それが、「理聖の部屋」です。

「キラキラネーム」はどこまでアリ!?

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです!

『キラキラネームを法的に解説!』

近年キラキラネームと呼ばれる個性的な名前が流行していますね。かくいう私も「理聖(りせい)」と変わった名前ですので、流行を先取った感があります(笑)

最近だと、キラキラネームも飽きられてきたのか、あえて古風な名前を付ける「シワシワネーム」なんていうのも流行っているそうです。

このように名前も多様化してきているようですが、法律上付けることのできない名前というのはあるのでしょうか?

名前に使える文字、使えない文字

戸籍法第50条によれば、「第1項 子の名には常用平易な文字を用いなければならない。第2項 常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。」とされており、戸籍法施行規則の中で使用可能な文字の範囲が指定されています。簡単にまとめると、常用漢字と人名用漢字、片仮名及び平仮名、長音符(伸ばし棒)、踊り字(「々」など)を名前に用いることが可能です。アルファベット等は戸籍上使用できませんが、上記ルールさえ守れば基本的には命名は可能です。もっとも、あまりに子の福祉に反するような名前の場合には役所が受理を拒むこともあります。また、同じ戸籍内にある親と同じ名前を子供に付けることは特別な事情がある場合を除いて認めていない運用とされているようです。

「キラキラネーム」は変えられるの?

ところで、勿論名付ける側は良かれと思って名付けているものと思いますが、本人としてはその名前が理由で社会生活上困難を強いられることもあります。このような場合、戸籍上の名前の変更は可能なのでしょうか?

結論としては、正当な事由がある場合には家庭裁判所の許可を得て名前を変更することは可能となります。正当な事由とは、名の変更をしないとその人の社会生活において支障を来す場合をいい、単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望等のみでは足りないとされています。具体的には、長年使用してきた通称が別にあるとか、難解や難読な名前、いじめや差別を助長する珍奇な名前の場合には許可が出されることが多いです。

賛否両論あるキラキラネームですが、変わった名前を付けられて育った私自身は、名前を覚えてもらいやすいこともあり、とても満足しています。上述のとおり、後々名前を変えることも可能ではありますが、名付ける側としては何より子の将来を考えて後々困らない名前を付けてあげるのがよろしいかと思います。

弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。
その多角的思考を法解釈に活かしている。



だいすけ 大輔の“ここ”が大好き!



弁護士 氏家 大輔

自他共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

何年か前の話ですが、イギリスのとある法律事務所が、クリスマスプレゼント用の商品として、「離婚相談券」という、その事務所の弁護士に無料で離婚の相談ができるチケットを販売して話題になったことがありました。

元々その事務所の相談料が高額だった(なのでチケットの価格はずっと低額)のと、その時期は離婚の相談が増える時期だったそうなので、批判もありましたが結構人気が出たそうです。

一種のキャンペーンみたいなものですが、日本ではまず出ない発想ですよ。

弁護士もクリスマスも、欧米から日本に伝わって定着した文化、制度ですが、その二つが結びついてしまうあたり、やはり根本的な文化や国民性の違いといったところでしょうか。



顧問弁護士

松江 頼篤

当事務所きってのベテラン
弁護士。しかし、音楽や山歩き
が大好きで少年の心は忘れず。

山歩きの会

先日、例の高校時代の仲間、奥多摩の三頭山（標高1528m）に登ってきました。紅葉にはまだ早く、頂上付近の一部の木々だけが赤く色づいていた程度でしたが、参加者の普段の心得がよいせいか、頂上から富士山が綺麗に見え、その眺望を堪能できました。適度に下方に雲があり、霊峰富士という名前にふさわしい雰囲気でした。

一緒に歩きながらの旧友との会話も思わぬことが出てきます。家族でよく行くハワイ島のコナ付近で、何と高校の同級生がバケーション

レンタルルームを経営していたことが判明しました。その人のホームページを早速見てみると、ニューヨークで生活していたが、終の棲家としてハワイ島のコナを選んだと書かれていました。羨ましい限りです。今度は是非コナの同級生の宿に行ってみたくと思っています。



涼子の良好キッチン



弁護士の三好涼子です。そろそろクリスマスのシーズンですね☆ 今回は、クリスマスにぴったりのキッシュとクリスマスケーキをご紹介します。

キッシュは、ブリゼ生地を作って型に敷き込んで焼き、シュレッドしたグリュイエールチーズを詰め、ブロッコリーとスモークサーモンを彩りよく並べ、卵と生クリームを混ぜて塩・胡椒・ナツメグで味をつけたソースを注ぎ、170度のオーブンで25分焼きます。具は何でも良いのですが、ブロッコリーとサーモンはクリスマスっぽい色で綺麗です♪

ケーキは、スポンジをシフォンケーキで作るとふわっと軽く食べやすくなります。シフォンケーキを焼き、生地を1/2の高さでカットして、間にキルシュでマリネした苺を並べ、全体に生クリームを塗って苺とオーナメントを飾ります。ぜひお試しを！



美味しいキッシュとケーキで、良いクリスマスをお過ごしください♪



弁護士
三好 涼子

料理教室に通い出して8年目の三好弁護士が、みなさんにオススメしたいとっておきの一品をご紹介します！

Pick up News

来る1月22日、今年一年の健やかなる始まりと、皆様の更なるご活躍を祈念し、新年会を開催いたします！ 事務所一同、みなさまのご参加を心よりお待ち申し上げます。

～2016年 どりいむ新年会～
1月22日(金) 19:00～ 当事務所3階道場にて

弁護士法人 淡路町ドリーム

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2 クリスタルビル 3F 4F・受付8F

受付時間：平日：8:00～21:00、土日・祝：9:00～18:00 TEL：03-3255-1090

